在宅教育期間延長について（お知らせ）

◆在宅教育期間について

5月1日までの在宅教育期間を5月末まで延長します。
（5月7日に登校する必要はありません）

◆課題について

後日（5月7日（木）以降）、郵便で指示をします。
5月7日（木）提出予定だった課題は指示があるまでに
済ませておきましょう。

生徒の皆さんは不要不急の外出を控えるなど、
感染予防・防止に努め、学習に取り組みましょう。